

補助金調書

補助金名	区青少年育成協議会補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども部青少年健全育成課 (TEL 092-711-4188)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	東区青少年育成協議会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。					
補助開始年度	平成28	年度	経過年数	不明	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	地域における青少年の健全青少年の非行防止や健全育成を図ることを目的とし、区を単位とする事業					
補助金の終期	平成29	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 年額750,000円を上限とした補助金を、交付対象事業の実施に要する経費に対して支給。ただし、以下の経費は対象外とする。 (1)人件費 (2)活動内容自体の委託費 (3)食料費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等を必要最小限の範囲で補助対象とする。 (4)前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	2 件		
	450 千円	401 千円	490 千円	1,045 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	【東区】 東区青少年健全育成講演会, 生徒指導懇談会, 校区啓発活動 【早良区】 啓発物支援, 早良区青少年健全育成講演会					
補助金交付 による効果	地域(各区)において青少年健全育成事業を行うことで、本市青少年の健全育成に寄与する効果が見込まれる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。